

乗鞍岳を登山する皆様へ 登山届は必ず 提出 しましょう。

岐阜県では「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区(御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳)における山岳遭難防止に関する条例」により登山届の提出を義務付けています。



登山届対象エリア

乗鞍岳の想定火口域から4km以内の区域
(ただし、**豊平**など一部の区域は対象外。詳細は裏面をご覧ください。)

登山届の提出方法

- オンラインによる届出
「コンパス」 ※コンパスは(公社)日本山岳ガイド協会が運用管理する登山届受理システムです。
- 登山届ポストへの投函
- 右記機関への郵送、FAX、メール等

コンパス



提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び同署管内の交番・駐在所

何のために登山届を出すの？

- 万が一、遭難事故にあったとき、場所を特定しやすくスムーズな救助活動が行えます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。
- 計画をたてることで、無理な登山を防止し、体力・技術にあった登山が楽しめます。

罰則(過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料が科せられます。
※乗鞍岳では**令和3年12月1日**から罰則の適用が開始されました。



登山届を提出してから、登山を楽しみましょう。



問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 TEL:058-272-1111 (内線3347)